

朝日町コンベンション推進事業（概要）

コンベンション（学会、大会・会議、教育旅行、合宿等）のために朝日町内の宿泊料金の支払いを要する施設に宿泊した際や会場として施設を利用した場合に、その経費の一部を助成し、もって朝日町における交流人口の拡大と地域の活性化を図る。

●対象、要件、補助金額

【合宿】県内外の大学等の団体が町内の宿泊施設（宿泊料金の支払いを要する施設）に宿泊して、スポーツ活動や文化活動等の練習又は試合を行うもの。

【助成額】宿泊支援補助金

1,000円人／泊（上限額500千円）

※例：50人×5泊×1,000円＝250,000円

対象者	内容	条件
大学	部、サークル、ゼミ等によるスポーツ及び文化活動	・合宿が連続した日程（2連泊以上）で行われること。 ・宿泊料金の支払いが必要な朝日町内の宿泊施設に宿泊すること（町の公共施設及びケビン、キャンプ場等の簡易な施設を除く）。 ・合宿参加者の延べ宿泊数（参加人数×宿泊数）が10人泊以上であること。
短期大学		
高等学校		
中学校		
スポーツ少年団		

※政治的活動、宗教的活動、営利目的のものは対象外

【教育旅行】小学校、中学校及び高等学校の学校教育の一環として、教職員の引率により行われる体験又は研修の旅行。

【助成額】宿泊支援補助金

2,000円人／泊（上限500千円）

対象者	内容	条件
高等学校	修学旅行、体験学習に参加する生徒、児童および引率の教職員等	・対象者の所在地は、町内外を問わない。 ・朝日町の宿泊施設（公共施設除く）で1泊以上
中学校		
小学校		

※政治的活動、宗教的活動、営利目的のものは対象外

○学会、大会・会議

【 学 会 】 学者等により構成される学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体（以下「学術研究団体」という。）が主体となって、当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表及び討論のための集会。

【 大会・会議 】 各種の組合その他の団体、組織の構成員等が、特定の課題に対して意見の発表を及び討論をするための集会又はこれに類するもの（スポーツ大会を除く）。

【 助 成 額 】 宿泊支援補助金

町外参加者 1,000 円人／泊（上限額 500 千円）

※例：町外参加者 50 人 × 5 泊 × 1,000 円 = 250,000 円（町内参加者は対象外）

会場使用料補助金

施設利用料の 2 分の 1 の額（上限 1 万円／回）

※例：施設利用料 20,000 円 ⇒ 10,000 円補助

対象者	内 容	条 件
学会	学術研究大会、討論大会、課題研究集会等	○宿泊支援補助金 ・参加者が町内の宿泊施設に 1泊以上 し、事前に 20人以上 の参加者を 公募 するもの。 ・宿泊料金の支払いが必要な朝日町内の宿泊施設に宿泊すること（町の公共施設及びケビン、キャンプ場等の簡易な施設を除く）。
大会・会議		○会場使用料補助金 ・朝日町内の施設の使用料に対し補助。

※政治的活動、宗教的活動、営利目的のものは対象外

●申請方法

下記の書類をコンベンション実施前およびコンベンション終了後に朝日町役場商工観光課へ提出ください。

1. コンベンション開催前に提出していただくもの【申請書】

- ①朝日町コンベンション推進事業補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④コンベンション参加者名簿
- ⑤開催内容がわかる資料
- ⑥その他町長が必要と認めたもの

2. 内容に変更（中止・廃止）があったときに提出していただくもの

- ①事業計画変更（中止・廃止）承認申請書

3. コンベンション終了後に提出していただくもの【報告書】

- ①朝日町コンベンション推進事業補助金実績報告書
- ②事業実績書
- ③収支決算書
- ④宿泊証明書
- ⑤請求書 兼 振込依頼書
- ⑥活動風景がわかるもの（2，3数程度）

※提出書類の住所・氏名（肩書含む）・印は、統一する。

問合せ 朝日町役場 商工観光課【 0765-83-1100 】